【新旧対照表】はくきんJCBテビット会員規約の改定箇所 改訂前	改訂後
第1章 総則	飲
第2条(JCBデビットカード)	第2条(JCBデビットカード)
1「JCBデビットカード取引」(以下「デビット取引」という。)とは、本会員が決済口座として預金口座を設定することで、第3章の定めに従い、本会員が加盟店(第19条に定めるJCBカードの取扱加盟店をいい、J-Debitの加盟店ではありません。)において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことに伴い本会員に発生する債務を、クレジットカード取引システム(J-Debitの決済システムではありません。)を用いて当行システムと接続し、預金口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。	ことで、第3章の定めに従い、本会員が加盟店(第19条に定めるJCBカードの取扱加盟店をいい、J-Debitの加盟店ではありません。)において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外
4. 本会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	4. 本会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、に直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
5. カードの券面には以下の情報が表示されます。	5. カードの券面 <u>または本会員本人のみが閲覧できる画面等</u> には以下の情報 <u>の全部または一部</u> が表示され <u>てい</u> ます。
(3)セキュリティコード(署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数字のうち下3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)。	(3)セキュリティコード(カード裏面に印字される場合には、署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数字値のうち下3桁 <u>または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁</u> の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)
	第4条の2 (WEBサービス等)
	1.三社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、三社所定のWEBサービスである「My_ICB」および三社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他三社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)である「」/Secure(TM)」(以下、併せて「My_ICB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、My_ICB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、My_ICB等を利用する必要はありません。
	2.MyJCB等の利用に関しては、三社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」 が適用されるものとします。
	3.本会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、本会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
	4.本会員は、三社が認める場合、三社が別に定めるところに従い、My,JCB等以外のWEBサービス(「My,J チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、My,JCB等とその他のWEBサービスとを併せて 「WEBサービス等」という。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。
	5.本会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、三社所定の方法により、それらを届け出るものとし、三社、JCB、当行または当社から送信される Eメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。
	6.本会員は、三社に届け出た Eメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに三社所定の届 出を行うものとします。
	7.本会員が前二項に違反したことにより、本会員に生じた損害について、三社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、三社は一切責任を負わないものとします。
	第5条(付帯サービス等) 2. 本会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、本会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社もしくは三社が本会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
	3.本会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。)をサービス提供会社にまたは加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。その他、本会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、当行、JCB、またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
3. 当社、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。	3-4.当社、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス(「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時、当行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。	4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス(「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時、当行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。
   第6条(カードの有効期限)	   第6条(カードの有効期限)
1.カードの有効期限は、カードの券面に表示された年月(以下「有効期限月」という)の末日までとします。	1.カードの有効期限は、カードの券面 <u>または本会員本人のみが閲覧できる画面等</u> に表示された年月 <u>の末日</u> までとします。(なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という)の末日までとします。
第7条(暗証番号) 2. 本会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、三社は一切の責任を負わないものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されている本会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、本会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。	第7条(暗証番号)  2. 本会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、三社は一切の責任を負わないものとします。本会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。本会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されている本会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、本会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。

【新旧対照表】はくさんJCBアビット会員規約の改定箇所	
改訂前	改訂後
第9条(届出事項の変更) 1.本会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業等(以下「届出事項」とい	第9条(届出事項の変更) 1.本会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業、 <mark>国籍、在留情報(本会</mark>
う。)について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。また、三社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。	<u>員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。</u> )等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。また、三社が本会員に対して、本会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、本会員はこれを提出しなければなりません。
第11条(取引時確認等) 2. 三社は会員が入会した後、会員が三社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、三社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。	第11条(取引時確認等) 2. 三社は本会員が入会した後、本会員が三社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、本会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、本会員は正当な理由なく、三社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。
第12条(反社会的勢力の排除)	第12条(反社会的勢力の排除)
1.本会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下、総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを確約するものとします。	1.本会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下、総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを確約するものとします。
第12条の2(マネー・ローンダリング等の禁止) 会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等をすること、または	第12条の2(マネー・ローンダリング等の禁止) 本会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等をすること、また
経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下、これらを総称して「マネー・	は経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。)を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。
第14条(個人情報の収集、保有、利用、預託)	第14条(個人情報の収集、保有、利用、預託)
(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社、当行もしくはJCBまたは三社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。。	(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社、当行もしくはJCBまたは三社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦ <u>⑧⑨</u> の個人情報を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および 第9条等に基づき入会後に届け出た事項。	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号 <u>(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)</u> 、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。
	8 インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、本会員が加盟店における 購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引 情報(以下「オンライン取引情報」という。)。
	<ul><li>⑨ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、本会員が当該オンライン 取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言 語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)。</li></ul>
②当行の預金事業、貸付事業、当社ならびにJCBのクレジットカード事業、およびその他の当社、当行もしくはJCBまたは三社事業(当社、当行またはJCBの定款記載の事業をいう。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第19条に定めるものをいう。)申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。)。	②当行の預金事業、貸付事業、当社ならびにJCBのクレジットカード事業、およびその他の当社、当行もしくはJCBまたは三社事業(当社、当行またはJCBの定款記載の事業をいう。 <u>以下「三社事業」という場合において同じ。</u> )における取引上の判断(会員等による加盟店 <del>(第19条に定めるものをいう。)</del> 申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。)。
④当社、当行もしくはJCBまたは三社事業における宣伝物の送付等、当社、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。	④当社、当行もしくはJCBまたは三社事業における宣伝物の送付 <mark>等、または電話・Eメールその他の通信手 投等の方法による</mark> 当社、当行、JCBまたは加盟店 <del>等その他</del> の営業案内 <u>、またはおよび</u> 貸付の契約に関する 勧誘。
	⑤ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
(3)本契約に基づく当社、当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。	(3)本契約に基づく当社、当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦ <mark>⑧⑨</mark> の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
	(4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、両社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。三社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、本会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する三社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。
2. 会員等は、当社、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。http://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。	2. 会員等は、当社、当行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認しただけできます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
3. 会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。	3.会員等は、当社、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。 https://www.jcb.co.jp/r/riyou/本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

【新旧対照表】ほくぎんJCBデビット会員規約の改定箇所	
改訂前	改訂後
第15条(個人情報の開示、訂正、削除) 1.会員等は、当社、当行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。	第15条(個人情報の開示、訂正、削除)  1. 会員等は、当社、当行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
示請求:本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ	(3) JCBまたはJCB <del>クレジット</del> カード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
第16条(個人情報の取り扱いに関する不同意) 三社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める三社の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)。	第16条(個人情報の取り扱いに関する不同意) 三社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める三社当社、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)。
第17条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用)	第17条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用)
1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第14条に定める目的(ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める両社または加盟店等の営業案内等を除く。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。	1. <u>兩三</u> 社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第14条に定める目的(ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める <del>両社当社、当行、JCB</del> または加盟店等の営業案内等を除く。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第29条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第14条に定める目的(ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める両社または加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。	2. 第29条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第14条に定める目的(ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める <del>両社当社、当行、JCB</del> または加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または再三社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。
第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他	第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他
第19条(デビットショッピングの利用)  1.本会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める方法または二社が特に認める方法により、本条その他三社所定の定めに従い、本会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「デビットショッピング利用」という。)。本会員が加盟店においてカードを利用したことにより、本会員の加盟店に対する支払いにつき、第21条第3項に基づき、本会員が当行に対して預金口座からの引落しおよび当社への支払指示を行い、かつ本会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は本会員の預金口座から引き落としを行った上で当社に対して支払い、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、本会員に代わって立替払いを行います。	<del>の表示されている</del> JCBカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める 方法または二社が特に認める方法により、本条その他三社所定の定めに従い、本会員と加盟店との間で直
2. 本会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりデビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。)のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。	2. 本会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名またはなお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、所定の手続きを行うことによりデビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。)のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、本会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure (TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他二社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、本会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。	3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、本会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他二社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、本会員はカードの提示および売上票へ暗証番号の署名入力を省略することができます。
	4. 二社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め本会員が加盟店との間で合意している場合には、本会員は、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または、売上票への署名等(以下「暗証番号入力等」という。)を行い、残額(署名暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含みますむ。)についてはカードの提示、売上票への署名暗証番号入力等を省略することができます。
5. 通信料金等二社所定の継続的役務については、本会員がカード番号等を事前に加盟店(以下「登録型加盟店」という。)に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。本会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが本会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを本会員は予め承認するものとします。なお、本会員は、本会員が退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第29条第1項なお書きおよび第29条第3項に従い、支払義務を負うものとします。	5. 通信料金等二社所定の継続的役務については、本会員がカード番号等を事前に加盟店(以下「登録型加盟店」という。)に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。本会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが本会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを本会員は予め承認するものとします。なおまた、本会員は、本会員がに退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第29条第1項なお書きおよび第29条第34項に従い、支払義務を負うものとします。また、本会員の預金口座の残高不足等により第21条第2項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行またはJCBは、本会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、本会員が登録したカード番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がカード番号等の登録を解除する場合があることを本会員は予め承認するものとします。
パスワードの入力その他二社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは	(4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他二社が別に定める操作本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他二社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、本会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。
	(3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式
10. 本会員は、当行または当社が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、当社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。	10. 本会員は、当行または当社が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、 <u>当行または</u> 当社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

## 【新旧対照表】ほくぎんJCBデビット会員規約の改定箇所 改訂後 改訂前 第21条(JCBデビットカード取引の決済方法) 第21条(JCBデビットカード取引の決済方法) 3. 第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、本会員から当行に対 3. 第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、本会員から当行に対 して売買取引等債務相当額の預金引落しおよび当社への支払いの指示ならびに、当社に対して当該引落 して売買取引等債務相当額の預金引落しの指示および当社への支払いの指示ならびに、当社に対して当 預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から両社に送信されるデビット取 該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から両社に送信されるデ 引の利用情報(以下「利用情報」といいます。)に基づき、当行は利用情報に記載された金額を、遅滞なく当 ビット取引の利用情報(以下「利用情報」といいます。)に基づき、当行は利用情報に記載された金額を、遅 行が預金口座から引き落とし当社に支払うものとします。(以下この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより|滞なく<mark>当行が</mark>預金口座から引き落とし当社に支払うものとします。(以下この手続きを「保留手続き」、保留手 引き落とされた金額を「保留額」といいます。) 続きにより引き落とされた金額を「保留額」といいます。) 7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は、当該 7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は当該 売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額につき、を預金口座から 売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額につき、預金口座から引 き落とし当社に支払い、当社は第20条に規定する方法により立替払いします。但し、本会員の預金口座の残 引き落とし当社に支払い、当社は第20条に規定する方法により立替払いします。但し、本会員の預金口座の 高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第23条第3項によるもの 残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第23条第3項によるも とします。 のとします。 8. 保留手続き完了後、本会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取 <u>当行が</u>保留手続き<del>完了後、</del>により保留額を引 引を取り消す処理を当社所定の方法により行った場合に限り、当社は後日、所定の手続きにより保留額を本 本会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理 会員の預金口座に返金します。 を当社所定の方法により行った場合に限り、当社は後目、所定の手続きにより保留額<u>または本会員</u> <u>、を受けた金額(以下、併せて「受領済金額」といいます。)</u>を本会員の預金口座に返金します。 て、加盟店からデビット取引のキャンセル(以下「キャンセル取引」といいます。)にかかる利用情報(以下 マイナス利用情報」といいます。)が当社所定の方法により当社に送信された場合、当社はマイナス利用情報を受信した時点で、マイナス利用情報に基づき受領済金額を暫定的に返金する場合があります(マイナス <u>利用情報に基づき返金した金額を「暫定返金額」といいます。)。 但し、本会員と当社との間のキャンセル取</u> 引にかかる最終的な精算は、加盟店から当行所定の方法により当社に送信されたキャンセル取引にかかる 売上確定情報(以下「マイナス売上確定情報」といいます。)に基づき行われるものとし、暫定返金額とマイナス売上確定情報の金額との間に差額がある場合には、当社所定の方法で当該差額の精算が行われるものとします。なお、加盟店がマイナス利用情報を送信してから当社所定の期間内にマイナス売上確定情報を送 信しなかった場合(当社に送信されたマイナス売上確定情報が当該キャンセル取引にかかる情報であると当 社が確認できなかった場合を含みます。)には、キャンセル取引はなかったものとみなされ、当行は、暫定返 金額の全額を預金口座から再度引き落とします。 第22条(海外利用代金の決済レート等) 第22条(海外利用代金の決済レート等) 4. 本会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、当社が本会員へ返金を行う際の |4. 本会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、当社が本会員へ返金を行う際の 換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該 換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該 返金にかかる手続きを行った時点(本会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用 返金にかかる手続きを行った時点(本会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用 した日とは異なります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとしま した日とは異なります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとしま す。なお、本会員が第6項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当 す。なお、本会員が第6項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当 社が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建ての返金額を本項および次項に基づき円換算した 社が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建ての返金額を本項および次項に基づき円換算した 金額となり、加盟店が本会員に対して円貨建のデビットショッピング利用代金の金額を提示する際に適用した 金額となり、加盟店が本会員に対して円貨建のショッピング利用代金の金額を提示する際に適用した換算 ィートは適用されません。 換算レートは適用されません。 6. 本会員が国外でカードを利用した場合であっても、本会員が加盟店において、外貨建のデビットショッピン 6. 本会員が国外でカードを利用した場合であっても、本会員が加盟店において、外貨建のデビットショッピン グ利用代金のほかに、または外貨建のデビットショッピング利用代金に代えて、円貨建のデビットショッピング グ利用代金のほかに、または外貨建のデビットショッピング利用代金に代えて、円貨建のデビットショッピング 利用代金の金額の提示を受けて、本会員が円貨建のデビットショッピング利用代金を選択した場合には、本 利用代金の金額の提示を受けて、本会員が円貨建のデビットショッピング利用代金を選択した場合には、本 会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がデビットショッピング利用代金となります。この場合、第 会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がデビットショッピング利用代金となります。この場合、第 1項から第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店が本会員に対して円貨建のデビットショッピング利用代金の金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定める !項から第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店が本会員に対して円貨建のショッピング利用 代金の金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートで あり、当社が定める換算レートとは異なります。(但し、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用されます。 レートであり、当社が定める換算レートとは異なります。(但し、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用され ます。 第23条(預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等) 第23条(預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等) 1. JCBクレジットカード取引システムおよび当行システムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債 1. JCB<u>クレジット</u>カード取引システムおよび当行システムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債 務額が、JCBクレジットカード取引システムおよび当行システム稼働後に保留手続きを行う際の預金口座の残 務額が、JCB<del>グレジット</del>カード取引システムおよび当行システム稼働後に保留手続きを行う際の預金口座の残 高を上回っていた場合、両社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された 高を上回っていた場合、両社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された 売買取引等債務相当額の全額を第20条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を本会員に連 売買取引等債務相当額の全額を第20条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を本会員に連 絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全 絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全 額を速やかに弁済しなければならないものとします。 額を速やかに弁済しなければならないものとします。 第25条(海外現地通貨引き出しサービスの利用) 第25条(海外現地通貨引き出しサービスの利用) 1.本会員は、JCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで当行の預金口座より現地通貨等の引き出しを行 |1.本会員は、JCBと提携する国外金融機関等の<del>当行の</del>CD・ATMで預金口座より現地通貨等の引き出しを行 うことができます。その場合、本会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料を支払うものとします。な うことができます。その場合、本会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料を支払うものとします。な お、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営 お、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営 業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。 業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。 2. 前項の場合、当社は、本会員がCD・ATMから引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料 2. 前項の場合、当社は、本会員がCD・ATMから引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料 を加算し、当行の預金口座から引き落とします。また、この場合、第22条の規定が準用されます。 を加算し、<mark>当行の</mark>預金口座から引き落とします。また、この場合、第22条の規定が準用されます。 (1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により本会員本人の利用であることを確認する場合がありま (1) 当両社は、事前または事後に、電話等の方法により本会員本人の利用であることを確認する場合があり ます。 第26条(明細) 二社の定める「MyJCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」 1.本会員は、別途、二社の定める「My.JCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」 1.本会員は、別途、 「MyJチェック利用者規定」および「『MyJチェック利用者規定』にかかる特則」を承認することにより、WEBサイ 「MyJチェック利用者規定」および「『MyJチェック利用者規定』にかかる特則」<mark>を承認する</mark> ト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。本会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧でき WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。本会員は、WEBサイト上で利用履歴を \_ るか否かにかかわらず、 二社が本会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承閲覧できるか否かにかかわらず、二社が本会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あら

かじめ承認するものとします。

た場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。

2. 当社は、デビット取引が行われた際に、本会員に対して「MyJCB利用者規定」に付随する「JCBデビット会

員向け特則」第3条(デビットショッピング利用時等の通知)に基づきEメールで通知を行います。当社が本会

用が含まれていないか、WEBサイト上で利用履歴を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があっ

員に対して当該Eメールを送信したときは、本会員は速やかに通知の内容が、本会員<mark>および家族会員</mark>のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員<mark>および家族会員</mark>以外の第三者によるカード利

認するものとします。

合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。

2. 当社は、デビット取引が行われた際に、会員に対して「MyJCB利用者規定」に付随する「JCBデビット会員

向け特則」第3条(デビットショッピング利用時等の通知)に基づきEメールで通知を行います。当社が本会員

に対して当該Eメールを送信したときは、本会員は速やかに通知の内容が、本会員および家族会員のカード

利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が

含まれていないか、WEBサイト上で利用履歴を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場

改訂前	改訂後
第28条の2(取引の制限等)	第28条の2(取引の制限等)
ショッピング利用、海外現地通貨引き出しサービスの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員	当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する場合、本会員のカード利用(デビットショッピング利用、海外現地通貨引き出しサービスの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。
(2)前号のほか、会員のカードの利用状況等により会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合	(2)前号のほか、 <u>本</u> 会員のカードの利用状況 <u>および本会員の信用状況</u> 等により <u>本</u> 会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合
(3)会員が第12条の2に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合	(3)本会員が第12条の2に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合
(4)会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく二社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合	(4)本会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく二社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
	(5)本会員が在留期間(出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。)の定めのある外国人である場合であって、本会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
が適切でないと当社が合理的に判断した場合	(5)(6)前各号のほか、本会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他本会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合
定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(9)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、本会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	第29条(退会および会員資格の喪失等) 3. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(8)、(12)、(13)、(15)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(14)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、本会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
(8)会員が自らまたは第三者を利用して、当社、当行、JCBまたは三社の委託先の役員または従業員(以下、総称して「役職員」という。)に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。	(8) 本会員が自らまたは第三者を利用して、当社、当行、JCBまたは三社の委託先の役員または従業員(以下、総称して「役職員」という。)に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
(10)会員が第12条の2に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。	(10)本会員が第12条の2に違反したと当社が合理的に判断したとき、または本会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく <mark>再三</mark> 社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。
(11)会員のカード利用が法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。	(11)本会員のカード利用が法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
	(13) 本会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、本会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。
	(14)本会員のカード利用が2年間なかったとき         (15)本会員が預金口座を解約したとき
	4. 本会員が前項(2)に該当する場合において、当該会員が当行に対して普通預金債権、定期預金債権、特約定期預金債権、外貨預金債権その他の債権を有する場合、当行はこれらの預金等を解約することができるものとし、当行は、当該預金等の返還債務と、デビットカード利用にかかる本会員の当行に対する未払債務とを相殺することができるものとします。
4. 第3項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。	4.5. 第3項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
5. 第3項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、本会員は直ちにカードを返還するものとします。	5.6. 第3項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、本会員は直ちにカードを返還するものとします。
(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は当該通知を受けたカードについて当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。 当社が本会員のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額	第30条(カードの紛失、盗難による責任の区分) 2. 前項にかかわらず、本会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合(紛失または盗難による場合をいう。)、本会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに再二社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により再二社所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は当該通知を受けたカードについて当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。当社が本会員のカード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を本会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が到着した以降となります。
3.会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。	3.本会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が本会員と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
(2)本会員の家族もしくは親族(同居の有無は問わない。)、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者(以下「会員関係者」という。)がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。	
の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失、	(3)本会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、本会員または本会員関係者の故意または重過失によって紛失、または盗難が生じたとき。

る通知、警察署への届け出もしくは <mark>再二</mark> 社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書 対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
カード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の本会員の認証情報(各種の いう。以下同じ。)が使用されたとき(ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につ 意または過失が存在しない場合を除く。)。
ード番号等の不正利用)
一下番号等の小正利用) らず、本会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使 たはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能 事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに再二社所定の方法によりそ るとともに、当社またはJCBの請求により再二社所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに 2件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるも 定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。 カード利用代金を免除する場合、当社は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額 口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当社に対して売上確定情報が到達し
のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、当該カード利用について、第26条(明き当社がデビット取引に関するEメールでの通知を本会員が登録したEメールアドレス宛にじ、本会員が受信可能なEメールアドレスを当社に届け出ていない場合または第26条(明じている場合には、デビット取引があった日)から60日以内に、本会員が前項に基づき当社して通知をした場合に、当該カード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード対象とします。
-ド番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が <u>本</u> 会員と面らる場合(ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとし
条に違反したとき。
者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、 <mark>本</mark> 会員のカード番号等の管理にかかるび <mark>本</mark> 会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
以の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードをから離した場合やこれらに準じる場合等、本会員または本会員関係者の故意または重過失難等が生じたとき。
出もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。
る通知もしくは <mark>再</mark> 二社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に 容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
項に違反したとき。
での使用の際、本会員の認証情報が使用されたとき(ただし、認証情報の管理につき会員にが存在しない場合を除く。)。
るよび本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則として3か月前までに本会員に対して通知します。ただし、当該変更が専ら本会員の利益となるものである場合、その他本会員にいと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認は、本会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。
約およびその改定) 員と三社との一切の契約関係に適用されます。三社は、民法の定めに基づき、本会員と個となく、また、将来本規約を改定し(本規約と一体をなす規定・特約を新たに定めることを含み 本規約に付随する規定もしくは特約等がを改定され、することができます。この場合、三社 を書面その他の方法により通知した後に本会員がカードを利用した場合、当該改定内容を なします。当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として本会員に対して当該改定 す。ただし、当該改定が専ら本会員の利益となるものである場合、または本会員への影響が かられる場合、その他本会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場 お、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先 す。
現在 本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点に 令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理 ものとします。)。
:> 共同利用会社は以下のとおりです。 トラベル  京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル  サービス、航空券・ブルフ場等リザベーションサー  シェーシービーおよび株式会社JCBト  る「J-Basketサービス」等の提供 ーシービー・サービス 京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート サービス等の提供
1. 世上京 歩之る 一京